

ポジティブリスト制度施行に伴う 農薬飛散低減対策と今後の課題

農林水産省消費・安全局植物防疫課

I 平成 18 年度の取り組み

残留農薬のポジティブリスト制度の施行を前に、農林水産省としては、都道府県、関係団体等の協力を得て、「農薬の飛散低減対策協議会」、「農薬適正使用指導強化協議会」等の開催、飛散低減対策についての通知の发出、手引きや研修会等を通じて、①制度の啓発、②飛散低減対策、③地域での取り組み体制推進などの周知・徹底を図ったところです。

また、同制度施行後においても、各都道府県の普及指導センター、JA 等を通じ、農薬使用基準の遵守の徹底、飛散低減対策の周知、農薬使用状況記帳の徹底等について指導してきました。昨年 7 月、9 月および本年 3 月には都道府県における取り組み体制の整備状況、指導状況等の実態調査を行い、各地域における植物防疫ブロック会議などで、取り組み状況と課題についての検討、優良取り組み事例の紹介等を行いました。

各地域におけるこれらの取り組みの結果もあり、制度施行からはほぼ 1 年が過ぎた現在、国産農産物の基準値超過事例が 10 件程度報告され、原因を究明中のものもありますが、農薬の飛散が原因となった事例は報告されていません。

II 今後の課題と対応方針

都道府県に対して行った飛散低減対応状況に関する実態調査や、植物防疫ブロック会議などを通じて明らかとなった課題について、農林水産省としては今後次のとおり対応することとしています。

課題 (1)

全国で取り組んでいる飛散低減技術の実証・取り組み事例について国による収集・紹介が必要である。

【対応方針】

昨年 11 月開催の「植物防疫ブロック会議」および本年 3 月に開催された「農薬の飛散低減対策協議会」において全国の取り組み事例の取りまとめ、紹介を行っているところですが、今後も会議などの機会において取り組み事例の充実を図り、都道府県などを通じて紹介することとします。

課題 (2)

特に水稻地上防除においては、依然粉剤による防除体系が多く、飛散が少ない剤型、散布技術の開発が必要である。

【対応方針】

社団法人日本植物防疫協会を中心とした微粒剤 F 協議会により、水稻用微粒剤 F の実用化を推進しています。これまで、関係団体、農薬メーカー等による意思統一を図ったところであり、今後は賛同メーカーによる試作製剤試験の検討を行い、製品化を目指すこととしています。

課題 (3)

散布後に飛散したか否か、飛散状況を農業者が簡易に確認することができる分析手法の普及が必要である。また、他作物に飛散した場合、出荷までどれくらい期間をおけばよいのかについて（残留の減衰傾向）、具体的な目安が必要である。

【対応方針】

民間団体による農林水産省の団体向け補助事業（平成 16～18 年度）などにより散布法による飛散実態の調査、簡易分析手法の開発等が行われてきており、これらの成果については団体の HP などを通じて公表されているところです（<http://www.sp.jppa.or.jp/information/tecinfo/index.html>）。さらに 19 年度は民間向け委託事業などにより、飛散低減散布手法および残留値の簡易測定手法を確立することとしています。

III 本年度の取り組み

現在までのところ、農薬の飛散が原因と考えられる基準値の超過事例は認められていないものの、農薬の誤使用や器具の洗浄の不徹底が原因と考えられる事例が見られました。引き続き農薬の適正使用を含めた農薬飛散低減対策の励行および啓発などの指導の徹底を行っていく必要があります。

その際、制度施行から 2 年目ということで気を緩めることなく、基本に立ち返ることが重要であり、19 年度においても、都道府県、地域組織等の指導機関および生産者自身による実施状況の点検により、問題点を明らかにし、より有効な対策の検証、対処を講じる必要があります。

特に、生産現場における次の事項について点検し、十分な場合には、本年の取り組みに生かすことが重要です。

- ①事前に周辺作物の栽培者に対して散布情報を連絡する。
- ②農薬の散布は最小限の区域に留める。
- ③農薬散布は、無風または風が弱いときに行うとともに、散布器具のノズルの向きなどに注意する。
- ④農薬の飛散による影響が予想される場合には、使用農薬の形状、散布方法、散布器具を再検討し、飛散の少ないものに変更する。
- ⑤飛散が避けられないような場合にあっては、散布日の変更、周辺作物の収穫日の変更等による飛散影響の低減対策を講じる。

また、3月30日付け指導文書「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」を消費・安全局長名で都道府県、関係機関に向けて発出しており、その中でも触れていますが、農薬の使用に当たっては、最新の不適正使用などの状況を踏まえ、次の事項に特に留意することが必要です。

- ①育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないよう慎重に防除を実施すること。

- ②水田において農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項などを確認するとともに、止水期間を1週間程度とすること。また、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備などの措置を講じるよう努めること。
 - ③散布前後の気象状況に十分注意を払い、大雨などにより降水量が多くなるおそれがある場合には、農薬の使用を控えること。
 - ④農薬の使用前には、防除器具などを点検し、十分に洗浄がなされているか確認すること。また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行うこと。
 - ⑤使用残農薬等の処理に当たっては、農業団体、農薬販売店等との連携を図り、関係法令を遵守して適正に行い、河川などへの廃棄を未然に防止すること。
- この課題に適切に対応するためには、農業者、都道府県、関係団体、国等が一丸となって取り組みを行っていくことが不可欠です。国としても課題の解決に向け努力していく所存ですが、関係者の皆様方におかれてもぜひ御指導・御協力をお願いします。

(新しく登録された農薬 31 ページからの続き)

●アゾキシストロビン水和剤

21938：ヘリテージ顆粒水和剤（シンジェンタ ジャパン）07/03/20

アゾキシストロビン：50.0%

芝（日本芝）：葉腐病（ラージバッチ）、フェアリーリング病、立枯病（ゾイシアデクライン）：発病初期

芝（日本芝）：疑似葉腐病（春はげ症）：休眠前期

芝（ペントグラス）：赤焼病、ピシウム病、フェアリーリング病、葉腐病（ブラウンパッチ）：発病初期

芝（ペントグラス）：紅色雪腐病：根雪前

「除草剤」

●クミルロン・テニルクロール剤

21921：マットタブジャンボ（丸紅）07/03/07

21922：日農マットタブジャンボ（日本農薬）07/03/07

21923：トクヤマ マットタブジャンボ（トクヤマ）07/03/07

クミルロン：18.0%，テニルクロール：3.0%

移植水稻：水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ（北海道を除く）、ヘラオモダカ（北海道、東北）、クログワイ（関東・東海）

●MCPP 粉粒剤

21931：MCPP 微粒剤（日本グリーン＆ガーデン）07/03/20

21932：シバニード微粒剤（住化タケダ園芸）07/03/20

MCPP：3.0%

日本芝（こうらいしば）：一年生広葉雑草、クローバー、スギナ

樹木等（公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地等）：一年生広葉雑草、多年生広葉雑草、スギナ

●グリホサートイソプロピルアミン塩液剤

21941：カルナクス（協友アグリ）07/03/20

グリホサートイソプロピルアミン塩：41.0%

果樹類（キウイフルーツ、パイナップルを除く）：一年生雑草、多年生雑草

豆類（種実、ただし、だいず、らっかせいを除く）、だいず、えだまめ：畑地一年生雑草

小麦：畑地一年生雑草、畑地多年生雑草

麦類（小麦を除く）、かんしょ、キャベツ、はくさい、だいこん、はつかだいこん、ねぎ、たまねぎ：畑地一年生雑草
さとうきび（春植え）：畑地一年生雑草、畑地多年生雑草

茶、花木、水田作物（水稻を除く）：一年生雑草

移植水稻：一年生雑草、多年生雑草

水田作物（水田刈跡、水田畦畔）：一年生雑草、多年生雑草

水田作物、畑作物（休耕田）：一年生雑草

牧草（牧野、草地（更新・造成））：一年生雑草、多年生雑草

樹木等（公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面、鉄道等）：一年生雑草、多年生雑草、スギナ

林木（造林地（地ごしらえ））：ススキ、ササ類、クズ等の多年生雑草、落葉雑草かん木

林木（林地）：クズ、落葉雑草かん木